

協議第 89 号

平成 16 年 5 月 27 日確認

各種事務事業の取扱い（生活保護事業）について

各種事務事業の取扱い（生活保護事業）について別紙のとおり提出する。

平成 16 年 5 月 27 日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康雄

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	調整の内容(案)	1 生活保護事業については、新市で法令に基づき実施する。 2 特別援護給付金（法外給付）については、津市の例により調整する。
関係項目	生活保護事業		

先進地事例

【西東京市】

国制度のため、現行のまま新市に引き継ぐ。

【宗像市】

- (1)生活保護事業については、国・県の福祉制度に基づき、新市において実施する。
(2)法外保護費については、制度の基本的な在り方の見直しを含め、合併までに調整する。